

## 全国デイ・ケア協会 認定管理者要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、全国デイ・ケア協会（以下当協会）が認定する管理者に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 通所系サービス（通所介護・通所リハビリ等）の質の向上、利用者の自立支援、地域住民の自助・互助活動への支援を行い、地域リハビリテーションの普及・啓発を促す管理者の育成を目的とする。

### (認定管理者)

第3条 認定管理者とは、通所系サービス（通所介護・通所リハビリ等）における管理者として必要な専門的知識・経験・技術を有することを認められた者である。

### (認定管理者の研修会)

第4条 第2条の目的を達成するため、認定管理者研修会等を開催する。

2 認定管理者研修会等の内容については、別に定めるものとする。

### (認定管理者の要件)

第5条 認定管理者の要件は、次に掲げるとおりとする。

- 2 当協会の会員であること（個人会員も含む）。
- 3 認定管理者研修会を履修していること。
- 4 研究大会や研修会等に参加し、5ポイント以上取得していること。  
(2) 研究大会や研修会等のポイント数については、別に定める。
- 5 通所系サービスにて勤務経験が3年以上あること。

### (認定)

第6条 第5条の認定要件を満たした者からの認定申請を事務局が受理し、認定は理事会が審査、決定を行なう。

2 認定された会員には認定管理者の証を交付する。

**(認定有効期間)**

第7条 認定管理者の有効期間は、認定された月の翌日より5年間とする。

**(認定の取り消し要件)**

第8条 認定を取り消す要件は、次に掲げるものとする。

- 2 認定の更新をしなかったとき。
- 3 会員でなくなったとき。
- 4 業務停止および免許の取り消し処分を受けたとき。
- 5 当協会の名誉を著しく傷つけたとき。

**(要綱細則の改定)**

第9条 本要綱の改定に関する事項は、理事会の議または、会長の決するところとする。

**(附則)**

本要綱は、平成28年10月25日から施行する。